

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第五号の三の規定に基き、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則を次のように定める。

鉄砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の國家公安委員会規則で定める違法な行為は次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

二 刑法(明治四十年法律第四十五号) 第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る)、第九十六条の六第一項、第一百三条、第一百四条、第一百五条の二、第一百七十五条、第一百七十七条第一項若しくは第三項、第一百七十九条第二項、第一百八十条(第一百七十七条第一項及び第三項並びに第一百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第一百八十一一条第二項(第一百七十七条第一項及び第三項、第一百七十九条第二項並びに第一百八十条に係る部分に限る)、第一百八十二条第三項、第一百八十五条から第一百八十七条まで、第一百八十九条、第二百一条、第二百三十三条(第一百八十九条に係る部分に限る)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四项まで、第一百二十八条(第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第一百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四项前段に係る部分に限る)、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第一百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ)、第一百四十一一条第一項(第二百三十六条に係る部分に限る。)若しくは第三項(第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十三条及び第二百三十六条に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ)、第二百四十九条、第一百五十条(第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。)又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

五 労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）第一百七十七条又は第一百八十八条第一項（第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）に規定する罪

六 職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第六十三条、第六十四条第一号、第一号の二、第三十条第一項、第三十二条の六第一項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項に係る部分に限る。）、第四号、第五号若しくは第十号又は第六十六条第一号若しくは第三号に規定する罪

七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六百四十四号）第六十条第一項又は第二項（第三十四条第一項第四号の二、第五号、第七号及び第九号に係る部分に限る。）に規定する罪

三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第一百二条の十五、第一百六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第一百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは

第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号（第一百六条の三第一項及び第四項、第一百六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第一百六条の三第三項（第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項これにて准用する場合を含む。）及び第一百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第二

第三百五十九条 第二項（第三百五十九条の三第三項）（第三百五十九条の三第一項から第三百五十九条の三第三項に係る旨）に付し、前二項の規定を適用する場合を含む。）、第六十三条の九第十六号、第二百五十五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第

七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む）、第六十六条の五第一項（第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第一百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る）、第三十六条の二第一項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。又は第二百六条第二号（第一百四十九条の二第一項）。

九条第一項前段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第一百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第一百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第一百五十六条の二十一第一項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第一百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

（第二十一条第十二項第三号に係る部分に限る）第六号
（第三十一条の十二第二項第三号及び第四号に係る部分に限る）第七号
（第三十二条第一項第一号又は第五十二条第一号に規定する罪

十一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪
十一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第一百十二条第一号、第二号（第三十四条第一項、第五十五条第一項及び第六十条第二項に係る部分に限る。）若しくは第五号又は第一百四十四条第

二号若しくは第三号（第六十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪
十二 僥馬法（昭和二十三年法律第二百五十九号）第三十条第三号又は第三十四条第一項に規定する罪

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条第二号又は第五十八条第三号に規定する罪

十四 建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第四十七条第一項第一号若しくは第三号又は第五十条第一項第一号、第二号（第十一條第一項及び第三項（第十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪

十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号又は第四号に規定する罪

十六　火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第五十八条第一号から第四号まで、又は第五十九条第二号（第二十一条に係る部分に限る。）、第四号若しくは第五号に規定する罪

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第一百八号）第六十一条第二号又は第六十三条第二号に規定する罪

十八 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十四条第一号（第三条に係る部分に限る。）に規定する罪
十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第二百六十一号）第三十四条第一号に規定する罪
二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第二百九十二条第一項に係る部分に限る。）若しくは第八号に規定する罪

二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条第二号又は第六十八条第三号に規定する罪

二十二 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条、第四十二条の二、第四十三条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号、第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）若しくは第三項（同条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪

二十三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三条第一項第一号、第二項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪

二十四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十四条から第七十四条の六まで、第七十四条の六の二第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第七十四条の六の三（第七十四条の六の二第一項第一号及び第二号並びに第一項に係る部分に限る。）又は第七十四条の八に規定する罪

二十五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第七十九条第一号若しくは第二号、第八十二条第一号、第二号（第十二条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号又は第八十三条第一項第一号（第九条及び第五十三条（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する罪

二十六 酒税法（昭和二八年法律第六号）第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十六条第一項第一号、第五号若しくは第七号に規定する罪

二十七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条まで、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

二十八 武器等製造法（昭和二八年法律第二百四十五号）第三十二条、第三十二条の二又は第三十二条の三第一号若しくは第四号に規定する罪

二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）第五条に規定する罪

三十 売春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第六条、第七条第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第十条から第十三条までに規定する罪

三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十一年法律第二百十八号）第六条、第七条第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第十条から第十三条までの規定する罪

三十二 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十一年法律第二百十八号）第六条、第七条第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第十条から第十三条までの規定する罪

三十三 創業法（昭和三十二年法律第二百五十九号）第四十条第一項（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪

三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和三十二年法律第二百五十九号）第四十条第一項（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪

三十五 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和三十二年法律第二百五十九号）第四十条第一項（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪

三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十二年法律第二百五十九号）第四十条第一項（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪

三十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第一号若しくは第二号、第四十七条の三第一項第一号、第二号（第十二条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号、第四十八条第一項第一号の三（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十二条の七に係る部分に限る。）第三号の三（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十六条の三第一項に係る部分に限る。）第四号の二、第五号（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第二十条第三項に係る部分に限る。）第五号の二、第五号の三若しくは第九号の八、第四十九条第七号、第五十条第一項第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで又は第六十二条第一号若しくは第二号（第十二条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条第一号又は第五十二条第一号（第十八条第二項において準用する第十二条第二項に規定する申請書及び第十八条第二項において準用する

第十二条第三項に規定する書類に係る部分を除く。）若しくは第三号（第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

- (2) 刑法第百七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百一十五条、第二百二十六条、第二百一十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第一百二十六条の三までに係る部分に限る)、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪
- (3) 労働基準法第百十七条に規定する罪
- (4) 職業安定法第六十三条に規定する罪
- (5) 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪
- (6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪
- (7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪
- (8) 競馬法第三十条第三号に規定する罪
- (9) 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪
- (10) 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪
- (11) モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪
- (12) 覚醒剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第一項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項(同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る)又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪
- (13) 旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪
- (14) 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る)に規定する罪
- (16) 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号(獵銃の製造に係る部分に限る)に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
- (18) 売春防止法第八条第一項(第七条第二項に係る部分に限る)、第十一条第二項、第十二条又は第十三条に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪
- (20) 著作権法第一百十九条第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
- (22) 火炎びんの使用等の处罚に関する法律第二条第一項に規定する罪
- (23) 貸金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪
- (24) 麻薬特例法第六条第一項又は第七条に規定する罪
- (25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪
- (26) 組織的犯罪处罚法第三条第一項(同項第二号から第十号まで及び第十二号から第十五号までに係る部分に限る)若しくは第二項(同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る)、第七条(同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る)、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで、第十条第一項又は第十一条に規定する罪
- (27) 会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百七十条第四項に規定する罪
- (28) 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪
- (29) 組织的犯罪处罚法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪

四十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第一百四十一条第一号、第一百四十二条第一号、第一百四十八条第五号、第一百四十九条第一号（第十六条第三項第一号に係る部分に限る。）又は第一百五十二条第一号、第三号若しくは第六号（第六十七条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十九 著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百三十一号）第二十九条第一号若しくは第二号又は第三十二条第一号に規定する罪

五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十二条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪

五一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第一百三十八条第四号若しくは第五号又は第一百四十一条第二号（第六十三条第一項及び第七十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

五十二 インターネット異性紹介事業を利用する児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第三十二条（第十四条第二項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪

五十三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第三十二条第一項（第五条に係る部分に限る。）又は第三項第一号（第八条に係る部分に限る。）若しくは第三十四条第一号若しくは第二号に規定する罪

五十四 信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三条第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二十二条、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）第十一号若しくは第十四号に規定する罪

五十五 会社法第二百七十七条第二項から第四項までに規定する罪

五十六 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第十七条（第十五条第二項に係る部分に限る。）、第十八条第一号又は第十九条第一号若しくは第二号に規定する罪

五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪

五十八 電子記録債権法（平成十九年法律第二十二号）第九十五条第一号又は第九十七条第二号に規定する罪

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第二百二号）第一百七十三条第二号（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十条第十一号若しくは第十二号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。））、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百四十四条第一号（第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第六十三条の三十三第二項及び第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

六十 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（第二条から第六条までに規定する罪）

（この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十二号）の施行の日（平成四年三月一日）から施行する。

附 則（平成四年六月一六日国家公安委員会規則第一五号）抄

（施行期日）

（この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第十号、第十八号及び第二十号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第十号、第十八号及び第二十号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第十号、第十八号及び第二十号の改正規定並びに第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十号、第十八号及び第二十号の改正規定、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律（平成三年法律第九十三号）の施行の日（平成四年七月一日）

二 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第二十五号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十五号の改正規定、第三条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十五号の改正規定、廢棄物の処理及び清掃に関する法律及び廢棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第九十五号）の施行の日（平成四年七月四日）

附 則（平成五年四月九日国家公安委員会規則第四号）

（施行期日）

（この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成四年法律第二百五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年五月一一日国家公安委員会規則第八号）

（この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条の改正規定（同条第三十号に係る部分に限る。）、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条の改正規定（同条第三十号に係る部分に限る。）及び第三条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の改正規定（第三十号に係る部分に限る。）は、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年六月一五日国家公安委員会規則第九号）

（この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成七年五月一三日国家公安委員会規則第六号）

（この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十九号）の施行の日（平成七年六月十二日）から施行する。

附 則（平成七年五月二六日国家公安委員会規則第七号）

この規則は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年六月一日）から施行する。

附 則（平成九年六月六日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年一〇月一日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十五号に係る部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十五号に係る部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十五号に係る部分及び第四条のうち暴力的不法行為その他の罪に当たる違法行為を定める規則第二十五号に係る部分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成九年一一月一九日国家公安委員会規則第一二号）

この規則は、平成九年十二月二十二日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月一〇日国家公安委員会規則第一四号）抄

（施行期日）この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成一一年一月二六日国家公安委員会規則第一一号）

（施行期日）この規則は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月二六日国家公安委員会規則第一二号）抄

（施行期日）この規則は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の处罚及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の施行の日（平成十一年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち、警備業の要件に関する規則第二条第三号、第五号、第十三号、第十六号、第十八号及び第二十三号の改正規定、同条第二十八号の改正規定中「限る」の下に「。第三十四号ト（23）において同じ」を加える部分、同条第二十九号の改正規定並びに同条に二号を加える改正規定中同条第三十四号に係る部分、第二条のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第三号、第五号、第十三号、第十六号、第十八号及び第二十三号の改正規定、同条第二十八号の改正規定中「限る」の下に「。第三十四号ト（23）において同じ」を加える部分、同条第二十九号の改正規定並びに同条に二号を加える改正規定中同条第三十四号に係る部分、第三条のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第三号、第五号、第十三号、第十六号、第十八号及び第二十三号の改正規定並びに同条に二号を加える改正規定中「限る」の下に「。第三十四号ト（23）において同じ」を加える部分、同条第二十九号の改正規定並びに同条に二号を加える改正規定中同条第三十四号に係る部分、第三条のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第三号、第五号、第十三号、第十六号、第十八号及び第二十三号の改正規定、第二十八号の改正規定中「限る」の下に「。第三十四号ト（23）において同じ」を加える部分、第二十九号の改正規定並びに本則に二号を加える改正規定中第三十四号に係る部分、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律百三十六号）の施行の日

二 第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第七号の改正規定、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第七号の改正規定、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第七号の改正規定、職業安定法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十五号）の施行の日

三 第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十八号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十八号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第三号及び第三十四号ト（11）の改正規定並びに第四条のうち暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十八号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十四号）の施行の日

附 則（平成一一年九月二一日国家公安委員会規則第一五号）

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第百五号）の施行の日（平成十二年十月一日）から施行する。

附 則（平成一三年一二月二一日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、刑法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十八号）の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。ただし、第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第十三号及び第三十四号ト（11）の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第十三号及び第三十四号ト（11）の改正規定並びに第五条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十三号及び第三十四号ト（11）の改正規定は、弁護士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十一号）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成一四年一一月七日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成十四年十一月十四日）から施行する。

附 則（平成一五年八月二九日国家公安委員会規則第一三号）

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

附 則（平成一五年一一月二七日国家公安委員会規則第一九号）

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月二六日国家公安委員会規則第二〇号）

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月二七日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月二八日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月二八日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第四条、第七条、第十条、第十三条及び第十六条の改正規定

この規則の公布の日

二 第二条、第五条、第八条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定

信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）の施行の日（平成十六年十二月三十日）

三 第三条、第六条、第九条、第十二条、第十五条及び第十八条の改正規定

刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百五十六号）の施行の日（平成十七年一月一日）

附 則（平成一七年七月二二日国家公安委員会規則第一四号）

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の施行の日（平成十七年七月十二日）から施行する。

附 則（平成一七年九月三〇日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条第二十三号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十三号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十三号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定及び第六条中確認事務の委託の手続等に関する規則第三条第二十三号の改正規定は、旅券法及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十二月十日）から施行する。

附 則（平成一八年三月二七日國家公安委員会規則第九号）

この規則は、銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六百六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二四日国家公安委員会規則第一四号）抄

（施行期日） この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六百六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一八年七月四日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年七月四日）から施行する。

附 則（平成一八年八月一一日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十一号）の施行の日（平成十八年八月二十一日）から施行する。

附 則（平成一九年一月二二日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年一月二十日）から施行する。

附 則（平成一九年八月七日国家公安委員会規則第一八号）

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条、第七条、第九条及び第十二条の改正規定

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第一百九号）の施行の日

二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の改正規定

証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日

附 則（平成一九年九月二七日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条第十六号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七条第十六号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十六号及び第十三条の二第七号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十六号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第十六号の改正規定並びに第六条中確認事務の委託の手続等に関する規則第三条第十六号の改正規定は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二二日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百二十号）の施行の日（平成十九年十二月三十日）から施行する。

附 則（平成一九年一二月二三日国家公安委員会規則第二六号）

この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百十五号）の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。

(施行期日)

- この規則は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日（平成二十六年五月二十日）から施行する。

附 則（平成二六年七月九日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日国家公安委員会規則第一四号）

この規則は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

附 則（平成二七年九月二九日国家公安委員会規則第一五号） 抄

(施行期日) 平成二七年九月三十日

- この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月三十日）から施行する。

(経過措置)

- 当分の間、この規則による改正後の次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「又は」とあるのは「若しくは」と、「に規定する」とあるのは「又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項（同条第四項に係る部分に限る。）に規定する」とする。

四 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第三十九号

附 則（平成二七年一月一三日国家公安委員会規則第二〇号） 抄

(施行期日)

- この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月三十日）から施行する。

附 則（平成二八年二月二六日国家公安委員会規則第三号） 抄

この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。

附 則（平成二九年三月二十四日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年七月五日国家公安委員会規則第七号）

この規則は、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二九年七月五日国家公安委員会規則第八号） 抄

(施行期日)

- この規則は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則（平成二九年一月二一日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年四月二七日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年二月二七日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附 則（令和四年一月二七日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

附 則（令和四年三月三〇日国家公安委員会規則第一〇号）
 この規則は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年九月二八日国家公安委員会規則第一七号）
 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和四年一二月二三日国家公安委員会規則第二〇号）
 この規則は、令和四年十二月二十九日から施行する。

附 則（令和五年四月一八日国家公安委員会規則第八号）
 この規則は、競馬法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月一日）から施行する。

附 則（令和五年五月三一日国家公安委員会規則第一一号）
 この規則は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附 則（令和五年七月一〇日国家公安委員会規則第一二号）抄
 （施行期日）
 この規則は、令和五年七月十三日から施行する。

第一 条
附 則（令和六年二月一日国家公安委員会規則第三号）
 （施行期日）
 この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。